

物品調達の入札における同等品の取扱いについて

平成29年12月18日

大崎市病院事業経営企画課契約係

仕様書に「同等品」による入札も可能とした旨の記載がある場合は、例示製品として記載されたメーカー名、製品名、型式による物品のほか、同等品の必要要件を満たす物品であれば、入札に参加することができます。

同等品による入札を希望する場合の取扱いについては、入札の適正化及び品質確保のため、次の手続きにより事前に同等品の確認を受けるものとします。

1 同等品の定義

仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすものとします。

2 同等品の確認方法

- (1) 同等品による入札を希望する者は、入札公告又は指名通知書に示す質疑応答書の提出期限までに、メーカー名、製品名、型式を記載した質疑応答書及び仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすことが確認できる資料（カタログ等）を、入札担当課に持参、郵送又はファクシミリで提出してください。

なお、質疑応答書の様式は大崎市病院事業ホームページ (<http://www.h-osaki.jp/>) からダウンロードできます。

ホーム → 入札・契約 → 入札・契約関係様式 → 質疑応答書【Wordファイル】

- (2) 同等品の確認に係る回答方法

ア 一般競争入札による場合は、上記2（1）で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る質疑応答書を大崎市病院事業ホームページに掲載します。掲載期間は入札公告に示す質疑応答書の閲覧期間と同様になります。

イ 指名競争入札による場合は、上記2（1）で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る質疑応答書を指名業者全てにファクシミリで送信します。

- (4) 既に他の入札希望者が同等品確認の期限までに確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品の確認手続きを省略して入札することができます。

3 積算内訳書の提出

例示製品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄等に、メーカー名、製品名、型式を必ず明記してください。

4 留意事項

- (1) 同等品の確認を得ていない物品で、入札することはできません。落札後に確認を得

ていないことが判明した場合は、仕様書に記載された例示製品又は既に同等品として確認が得られている物品を納入していただきます。

- (2) 落札決定後から契約締結前の間において上記4（1）による納入ができない旨の申し出があった場合には入札を無効として落札決定を取消し、指名停止措置を科すことがあります。なお、この場合、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とする場合があります。
- (3) 契約締結後において上記4（1）による納入ができない旨の申し出があった場合には契約を解除し、違約金の徴収や指名停止の措置を科すことがあります。

5 適用範囲及び適用日

- (1) 当該取扱いは、物品調達の入札において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に仕様概要のみを定めている場合には適用されません。
- (2) 当該取扱いは、平成29年12月18日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札から適用します。

※ 当該取扱いについては、「見積合わせ」を含むものとします。この場合は、文中の「入札」を「見積」又は「見積合わせ」に、「入札公告」を「見積依頼通知書」に読み替えてください。また、同等品の確認に係る回答方法については、2（2）イに記載と同様の取扱いとなります。